

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画
の変更認可申請（緊急時対策及び火災への対応に関する記載の
変更）に係る審査について

令和2年7月17日

原子力規制委員会

1. 実施計画の変更認可申請

東京電力ホールディングス株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第64条の3第2項の規定に基づき、「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（令和2年7月14日付け変更認可。以下「実施計画」という。）について、令和元年8月1日付け廃炉発官R1第71号（令和2年1月30日付け廃炉発官R1第203号、令和2年6月10日付け廃炉発官R2第53号及び令和2年7月2日付け廃炉発官R2第74号で一部補正）をもって、緊急時対策及び火災への対応に関する記載の変更に係る実施計画の変更認可申請書（以下「変更認可申請」という。）の提出があった。

2. 変更認可申請内容

緊急時対策や火災対策として、一斉ファクシミリ機能の復旧等の作業について、実施計画にて復旧作業の計画等を定めているが、復旧作業が完了したため、現状に合わせた記載の適正化を行う。

また、誘導灯は復旧を進める旨を規定しているが、復旧後も適切に機能を維持するため、維持管理についても規定する。さらに、実施計画に記載していない設備（非常灯等）についても、その設備の重要性を踏まえ、実施計画に復旧とその後の維持管理を新たに規定する。

3. 審査の視点

原子力規制委員会（以下、「規制委員会」という。）は、変更認可申請について、「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（平成24年11月7日原子力規制委員会決定。以下「措置を講ずべき事項」という。）のうち、「Ⅱ. 13 緊急時対策」及び「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たし、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であると認められるかどうか^{※1}について、審査を行った。

※1：原子炉等規制法第64条の3第3項「原子力規制委員会は、実施計画が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは原子炉による災害の防止上十分でないとき、又は特定核燃料物質の防護上十分でないとき、前二項の認可をしてはならない。」

4. 審査内容

（1）現状に合わせた記載の適正化

措置を講ずべき事項「Ⅱ. 13 緊急時対策」では、緊急時対策所、安全避難経路等事故時において必要な施設及び緊急時の資機材等を整備すること、適切な警報系及び通信連絡設備を備え、事故時に特定原子力施設内に居るすべての人に対する確に指示ができるとともに、特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備は、多重

性及び多様性を備えることを求めている。また、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

変更認可申請は、以下のように復旧作業に進捗があったことから記載を適正化している。

- 実施計画第Ⅱ章 1.13 緊急時対策に規定している、特定原子力施設と必要箇所との通信連絡設備について、ファクシミリ装置は福島第一原子力発電所では一斉ファクシミリ機能が使用できないため、福島第二原子力発電所に設置すると注釈として記載していたが、復旧が完了し、福島第一原子力発電所において使用することが可能となったことから同記載を削除すること。
- 実施計画第Ⅲ章第 3 編 1.2 火災への対応に規定している、津波により破損した重油タンクからの残油抜き取り作業について、作業が完了したことから同記載を削除すること。

規制委員会は、変更内容は計画されていた作業が完了し、それに伴う記載の適正化を目的とした変更であることを確認した。

以上のことから、措置を講ずべき事項「Ⅱ. 13 緊急時対策」、「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

(2) 復旧した設備の維持管理の追記及び新たな設備の追記

「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」では、運転管理、保守管理、放射線管理、放射性廃棄物管理、緊急時の措置、敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより、「Ⅱ. 設計、設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し、かつ、作業員及び敷地内外の安全を確保することを求めている。

変更認可申請は、以下のとおりとしている。

- 誘導灯について、実施計画では 1～4 号機建屋内において使用するエリアでの誘導灯の復旧を進めると定めているが、復旧後においても誘導灯の機能が維持されるようにするため、適切な状態に維持する旨を追記する。
- 非常灯について、実施計画には復旧を進める規定がないため、同設備についても 1～4 号機建屋内の使用するエリアの非常灯の復旧を進め、適切な状態に維持する旨を追記する。
- 消火配管について、地盤変位対策を考慮し、適切な状態に維持する旨を追記する。

- 自動火災報知設備、避難設備について、人が立入る建物にはこれら設備を設置し、適切な状態に維持するとし、1～4号機建屋内においては、本設のこれら設備が震災により損傷しているため復旧又は代替措置を講じる旨を追記する。

規制委員会は、以下を確認した。

- 誘導灯については、必要な復旧が行われた後に、その機能を維持することを明確にするための変更であり、その機能が維持されていることを確認するためのマニュアル類を整備すること。
- 非常灯については、誘導灯と同様に避難をする際には重要な設備であることに鑑み、新たに実施計画に必要となる復旧と維持管理を行うことを位置付けるための変更であり、その機能が維持されていることを確認するためのマニュアル類を整備すること。
- 消火配管の地盤変位対策については、新たに設置するものには可とう性に優れた地盤変位に追従する管材を採用する等、地盤変位により消火配管が破断し使えなくなることを防止すること。また、その機能が維持されていることを確認するためのマニュアル類を整備すること。
- 自動火災報知設備及び避難設備については、これらについても重要な設備であることに鑑み、人が立入る建物へのこれら設備の設置と維持管理を行うことを位置付けるための変更であり、その機能が維持されていることを確認するためのマニュアル類を整備すること。さらに、代替措置とは報知機能を有する一斉放送等を活用すること。

以上のことから、措置を講ずべき事項「Ⅲ. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項」を満たしていると評価する。

5. 審査結果

変更認可申請は、措置を講ずべき事項を満たしており、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であるものと認められる。

以上